（別記様式）

**建設業法第２０条の２第２項の規定に基づく通知書**

年　　月　　日

（あて先）一般財団法人札幌市住宅管理公社理事長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

請負人

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（氏名）

年　　月　　日に落札決定の通知を受けた下記の工事について、建設業法第20条の２第２項の規定に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

　　　工事名　：

□**主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰**（省令第13条の14第２項第１号）

**・ 発生するおそれのある事象※２**

**・ 上記事象の状況把握のための必要な情報の入手先※３**

□**特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰**（省令第13条の14第２項第２号）

**・ 発生するおそれのある事象※２**

**・ 上記事象の状況把握のための必要な情報の入手先※３**

□**その他**（必要に応じて記載）

**※１**本通知書は、建設業法施行規則（本通知書中「省令」という。）第13条の14第２項に規定する事象が発生するおそれがあると受注予定者が認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を要さない。

**※２**天災その他自然的又は人為的な事象により生ずる発注者と受注者の双方の責めに帰すことができないものを記載すること。

**※３**受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は対象としない。）。

**※４**本通知書を提出する場合は、落札決定（随時契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から契約締結までに提出するものとする。

**※５**本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の２第３項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、一般財団法人札幌市住宅管理公社（小額）建設工事請負契約約款に基づき対応を行うものであり、本通知の提出をもって契約変更が約束されるものではない。

**※６**　本通知書を提出していない場合であっても、一般財団法人札幌市住宅管理公社（小額）建設工事請負契約約款に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。